

平成22年度第2回生駒市建築審査会会議録

1. 日時：平成23年2月18日（金曜日）

午前10時から午前11時30分まで

2. 場所：生駒市コミュニティセンター 206会議室

3. 出席者

(1)委員：阪口委員 井上委員 東委員、疋田委員 脇田委員 西浦委員

(2)事務局：吉岡都市整備部長 石倉建築課長 大島同課長補佐
清水同課建築指導係長 井上同課主査

4. 傍聴者：なし

5. 議事の経過

平成22年度第2回生駒市建築審査会を定刻に開会し、事務局から生駒市建築審査会の会議公開の取扱要領第3条第1号の規定に基づき各委員に意見を求めた結果、公開とする旨の報告あり。

事務局から東委員及び事務局職員の紹介及び吉岡都市整備部長の挨拶あり。

事務局から委員7名のうち6名の出席があり、生駒市建築審査会条例第4条第2項の規定に基づき審査会が成立する旨の報告あり。

生駒市建築審査会条例施行規則第3条第2項の規定に基づき、署名委員として東委員と疋田委員が選出された後、生駒市建築審査会条例第4条第1項の規定に基づき会長による議事進行となる。

・議案①

議案第22-2号

法第43条第1項ただし書き許可の取扱いにおいて、建築審査会一括同意基準に該当し、許可処分したものの報告について

会長 このことについて事務局に説明を求める発言あり。

事務局 はじめに、法第42条に規定される道路種別の説明及び法第43条第1項ただし書許可制度の内容や成り立ちについてスライドによる説明があった後、辻町の許可建築物の概要報告及び一括同意基準に該当する旨の説明あり。

会長 委員の意見・質問を求める発言あり。

委員 今回許可建築物及び隣地2軒の建築確認申請時の建築基準法上の道路への接道状況についての質問あり。

事務局 建築確認申請時の接道状況についての説明あり。

委員 建築確認申請時の道状通路部分の所有者の承諾等の有無について質問あり。

事務局 当時は、法第43条ただし書の取扱いについて、承諾等の有無も含め建築主事判断で行われていた旨の説明あり。

委員 了解した旨の発言あり。

会長 他に意見・質問がないことを確認した後、裁決に移行し、議案第22-2号について当審査会は同意してよろしいか、との発言あり。

委員 異議なしの発声あり。

会長 全委員から異議なしとのことなので、議案22-2号について当審査会は事務局の報告どおり、同意することを決定する旨の発言あり。

・議案一②

議案第22-3号

法第44条第1項第2号の規定に基づく道路内の建築制限による許可同意について

会長 このことについて事務局に説明を求める発言あり。

事務局 はじめに、法第44条第1項第2号の許可制度の内容についてスライドによる説明があった後、小瀬町の許可同意物件の説明あり。

会長 委員の意見・質問を求める発言あり。

会長 他に意見・質問がないことを確認した後、裁決に移行し、議案第22-3号について当審査会は同意してよろしいか、との発言あり。

委員 異議なしの発声あり。

会長 全委員から異議なしとのことなので、議案22-3号について当審査会は事務局の報告どおり、同意することを決定する旨の発言あり。

・議案－③

議案第22－4号

法第44条第1項第2号の規定に基づく道路内の建築制限に係るバス停留所の
上屋に関するただし書許可の包括同意基準について

会 長 このことについて事務局に説明を求める発言あり。

事務局 はじめに、提案理由と法第44条に規定される内容について説明し、続いて過去の
バス停留所の上屋許可物件と今回の包括基準（案）についての説明あり。

会 長 委員の意見・質問を求める発言あり。

委 員 包括基準（案）第3（3）に記載されている誘導用ブロックを敷設することにつ
いて、建築基準法第44条に関係あるのかとの質問あり。

事務局 バス停留所許可時において誘導用ブロックの敷設を指導したい旨の説明あり。

委 員 了解した旨の発言あり。

委 員 包括基準第3（1）の歩道の有効幅員について、事務局の説明において、歩道利
用者人数で歩道の幅員が変わっていたと思うが、駅前広場においては利用者人数
が多いと思われるが、その場合は問題ないのかという旨の質問あり。

事務局 基本的には、許可する物件は、利用者が多くない場所において設置する場合を考
えている旨の説明あり。

会 長 具体的な基準での説明を事務局に求める発言あり。

事務局 検討させてほしい旨の説明あり。

会 長 継続審議として、次回の建築審査会で再度協議してはとの発言あり。

事務局 包括同意（案）について、事務局で修正し、次回の建築審査会に再度提案したい
旨の説明あり。

会 長 他に意見・質問がないことを確認した後、裁決に移行し、議案第22－4号につ
いて継続案件としてよろしいか、との発言あり。

会 長 全委員から異議なしとのことなので、議案22－4号について、継続案件にする
ことを決定する旨の発言あり。

・その他

① 第57回全国建築審査会長会議の報告について

事務局 第57回全国建築審査会長会議について、会長から報告がある旨の説明あり。

会 長 会議内容についての報告があり、事務局から会長会議での事例報告等を行う旨の

説明あり。

事務局 第57回全国建築審査会長会議の開催内容についての概略説明後、スライドにて東京都荒川区の審査請求事例報告についての説明を行う。

会長 第57回全国建築審査会長会議の報告について、意見・質問がないことを確認した後、その他の内容での質問等がないかとの発言あり。

委員 会議の公開・非公開の承諾及び事前説明について、事務局の時間節約のため、今後は、メール等で連絡等をしてもらう事にはどうかとの提案あり。

事務局 これまで、事務局が行ってきた「事前説明」の必要性についての説明後、今後は議事の内容及び委員の専門性により、事務局と各委員との調整の上、対応させてもらいたい旨の説明あり。

会長 他の委員の意見を求める発言あり。

全委員 異議なしの発声あり。

会長 今後は、議事内容等により各委員と事務局とで調整を行うことに決定した旨の発言あり。

会長 他に意見がないことを確認した後、平成22年度第2回生駒市建築審査会を終了する旨の発言あり。

以上